～循環型地域社会の形成に向けて～

産業廃棄物の適正処理のために

岩手県

［令和８年９月作成］

いわてクリーンセンター

1　指 定 月 日：平成５年１月７日廃棄物処理センター指定（全国初の指定）
2　法　人　名：一般財団法人クリーンいわて事業団
3　所　在　地：奥州市江刺岩谷堂字大沢田113
4　処 理 対 象：産業廃棄物、特別管理産業廃棄物
5　最終処分場：埋立容量 1,455,100 ㎥
6　連 絡 先 等：TEL 0197-35-6700　FAX 0197-35-7776
URL https://www.iwatecln.or.jp

第２期最終処分場

廃棄物処理センター

≪廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の５の規定により、国から指定を受けた法人≫

いわて第２クリーンセンター

1　指 定 月 日：平成18年11月30日廃棄物処理センター指定（PFI事業では全国初の指定）
2　法　人　名：いわて県北クリーン株式会社（PFI事業特別目的会社）
3　所　在　地：九戸郡九戸村大字江刺家第20地割48-34
4　処 理 対 象：産業廃棄物、特別管理産業廃棄物
5　焼 却 施 設：ロータリーキルン＋ストーカ炉 87.9 トン／日
6　溶 融 施 設：表面溶融炉 13 トン／日
7　連 絡 先 等：TEL 0195-42-4085　FAX 0195-42-4550
URL https://www.iwate2cln.co.jp

焼却施設

産業廃棄物の適正処理のために

INDEX

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律について

第１　廃棄物の処理及び清掃に関する法律とは…… 2
第２　廃棄物とは…… 5
第３　事業者の責務…… 6
第４　産業廃棄物の処理…… 6
第５　特別管理産業廃棄物の処理…… 10
第６　産業廃棄物管理票…… 12
第７　電子マニフェスト…… 13
第８　処理業の許可…… 14
第９　産業廃棄物処理施設の許可等…… 15
第10　廃棄物処理センター…… 17
第11　廃棄物が地下にある土地の形質変更の届出…… 17
第12　投棄禁止…… 17
第13　焼却禁止…… 18
第14　報告徴収、命令等…… 18
第15　建設工事で発生する廃棄物の元請責任…… 20
第16　罰則…… 21

循環型地域社会の形成に関する条例等について…… 22

【資料】

表－１　産業廃棄物の種類と処分の例…… 27
表－２　特別管理産業廃棄物の種類…… 28
（参考資料）特別管理産業廃棄物の判定基準…… 29
廃棄物処理施設設置許可・営業許可の流れ…… 30
アスベスト廃棄物処理の概要…… 31
水銀廃棄物の分類及び処理に必要な措置…… 32
ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物の適正な処理に向けて…… 33

本書中、法令名をかっこ内で表記する場合は下記の略称によることとしました。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ―――― **法**
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 ―――― **施行令**
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 ―――― **規則（環境省令）**
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 ―――― **施行細則**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律について

第１　廃棄物の処理及び清掃に関する法律とは

廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」といいます。）に基づいて行われています。廃棄物処理法は公害対策基本法などとともに昭和 45 年秋の臨時国会において制定（昭和 45 年 12 月 25 日公布、昭和 46 年９月 24 日施行）されたもので、主な内容は次のとおりとなっています。

（１）　廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に大別し、それぞれの処理責任を明確にしたこと。

（２）　一般廃棄物については、市町村全域を処理対象地域とし、その処理は市町村の責任としたこと。

（３）　産業廃棄物については、事業者の処理責任を明確にし、その処理は事業者自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し処理しなければならないとしたこと。

廃棄物処理・リサイクル制度の変遷

清掃法 昭和29（1954）
- 処理主体を全国の市町村に拡大
- 市街区域を中心とする地域内の汚物の処理

↓

廃棄物処理法 昭和45（1970）
- 産業廃棄物処理体制の確立
- 事業者の産業廃棄物処理責任の明確化

↓

廃棄物処理法改正 昭和51（1976）
- 有害廃棄物の規制と最終処分場の規制（産業廃棄物規制の強化）

広域臨海環境整備センター（フェニックス）法 昭和56（1981）

↓

廃棄物処理法 平成３（1991）
- 廃棄物の排出抑制、再生利用等の減量化を位置付け
- 自治体、事業者、国民の責務の強化
- 指定一般廃棄物制度の導入
- 特別管理廃棄物制度とマニフェスト制度の導入
- 廃棄物処理業者等への規制強化
- 廃棄物処理センター制度の創設
- 不法投棄等に対する罰則の強化

再生資源利用促進法 平成３（1991）
- 再資源（使用中の物品又は工事等で発生する副産物のうち有用な資源として利用できるもの）の利用を促進するための措置

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律 平成４（1992）
- 産廃処理施設と周辺地域の公共施設の整備連携と促進に関する措置

容器包装リサイクル法 平成７（1995）
- 容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化を促進するための措置（ガラス、ペットボトルについて平成９年度から、紙製・プラスチック製容器包装については平成12年度から再商品化の義務付け）

廃棄物処理法改正 平成９(1997)

・リサイクルに係る規制緩和
（再生利用認定制度創設）
・廃棄物処理業者等の規制強化
・廃棄物処理施設の設置手続の明確化と維持管理の透明化
・最終処分場の維持管理費用積立金制度の創設
・マニフェスト制度の運用拡大
（すべての産業廃棄物）と電子化
・現状回復のための措置
・不法投棄等に対する罰則の強化

家電リサイクル法

平成10(1998)

・特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化を適正かつ円滑にするための措置（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンについて平成13年度から再商品化の義務付け）

ダイオキシン類対策特別措置法 平成11(1999)

廃棄物処理法改正 平成12(2000)

・都道府県廃棄物処理計画
・多量排出事業者の処理計画の策定
・廃棄物の適正処理のための規制強化

循環型社会形成推進基本法

平成12(2000)

（循環型地域社会の形成に関する基本原則を規定）

再生資源利用促進法を資源有効利用促進法に改正

建設リサイクル法
食品リサイクル法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法 平成13(2001)

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

平成15(2003)

・過去に不適正処分された産業廃棄物について時限法による財政支援等により、早期に問題解決を図る

※令和５年３月31日失効

循環型地域社会の形成に関する条例	県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例	岩手県産業廃棄物税条例
平成15(2003)	平成15(2003)	平成16(2004)
	環境保全協力金 平成16(2004)	
岩手県単独で制定	北東北三県で制定	

廃棄物処理法改正 平成15(2003)

- 都道府県等の調査権限の拡充
- 不法投棄等に係る罰則の強化
- 国の関与強化
- 悪質処理業者への対応のさらなる厳格化等
- 事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準等の創設
- 広域的なリサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例
- 同様の性状を有する廃棄物の処理施設の設置許可の合理化
- 課題に的確に対応した廃棄物処理施設整備計画の策定

廃棄物処理法改正 平成16(2004)

- 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可申請に係る生活環境影響調査の添付の特例
- 指定有害廃棄物及びその処理に関する基準の創設
- 処理施設の事故時の応急措置及び都道府県知事への届出の義務化
- 産業廃棄物の不適正処理事案に係る環境大臣による指示規定の創設
- 罰則の強化

廃棄物処理法改正 平成17(2000)

- 産業廃棄物管理票制度の強化等
- 無許可営業罪等に係る法人重課規定の創設
- 産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の処理を行い、又は委託する際に係る法の適用関係の明確化等
- 廃棄物の無確認輸出に係る罪の法定刑の引上げ及び未遂罪、予備罪並びに法人重課規定の創設
- 最終処分場の維持管理積立金制度の対象拡大
- 許可の厳格化等

廃棄物処理法改正 平成18(2006)

- 石綿を含む廃棄物の無害化処理認定制度の創設
- 産業廃棄物管理票交付状況報告書の提出の義務化

廃棄物処理法改正 平成19(2007)

- 「木くず」の範囲を変更

廃棄物処理法改正 平成22(2010)

- 排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の事前届出制度の創設
- 建設工事に伴い生ずる廃棄物に係る排出事業者の明確化
- 排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化
- 産業廃棄物管理票制度の強化
- 産業廃棄物処理業者による委託者への通知
- 廃棄物処理施設に係る定期検査の創設
- 維持管理情報の公開の義務付け
- 許可が取り消された最終処分場設置者への維持管理等の義務付け
- 優良産廃処理業者認定制度の創設
- 欠格要件におけるいわゆる「無限連鎖」の見直し
- 熱回収施設設置者認定制度の創設
- 産業廃棄物収集運搬業の許可制度の合理化

廃棄物処理法改正 平成27(2015)

- 平時の備えを強化するための関連規定の整備
- 非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

廃棄物処理法改正 平成29(2017)

- 廃棄物の不適正処理への対応強化
- 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け
- 親子会社間における産廃処理の特例

自動車リサイクル法 平成17(2005)

- 使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付け

小型家電リサイクル法 平成25(2013)

- 使用済小型電子機器等の再資源化等を推進するため、法施行令で定める28品目を対象に市町村が分別収集し、国が定める認定事業者等に引渡し、適正に再生利用を行うことを法制度化

プラスチック資源循環法 令和4(2022)

再資源化事業等高度化法 令和6(2024)

循環条例改正 平成15(2003)

廃棄物処理法改正に伴う改正

循環条例改正 平成16(2004)

自動車リサイクル施設等について事前協議の拡大

産廃税条例改正 平成16(2004)

廃棄物処理法改正に伴う改正

県外産廃事前協議条例改正 平成17(2005)

自動車リサイクル法本格施行に伴う改正(使用済自動車等を搬入事前協議対象から除くこと)

循環条例改正 平成20(2008)

県外産廃事前協議条例改正 平成20(2008)

制定時の見直し規定に基づく検討結果を踏まえた改正

- 排出事業者による自主的な管理の促進
- 透明性向上による住民理解の醸成
- 悪質業者への対応強化

循環条例改正 平成27(2015)

非常災害時の特例

第2 廃棄物とは

廃棄物とは、人間の活動に伴って生じたもののうち、自分で利用したり他人に売却できないために不要となった液状又は固形状のものをいい、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。

自分で利用するとは、排出者が自己の生産工程へ投入して原材料として利用する場合等であり、他人に売却できないために不要となった物で土地造成などをした場合、この土地造成は廃棄物を不法投棄したこととなります。

なお、次のものは廃棄物処理法の対象とはなりません。

ア　港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの。

イ　漁業活動に伴って魚網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの。

ウ　土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの。

廃棄物の分類（法第２条）

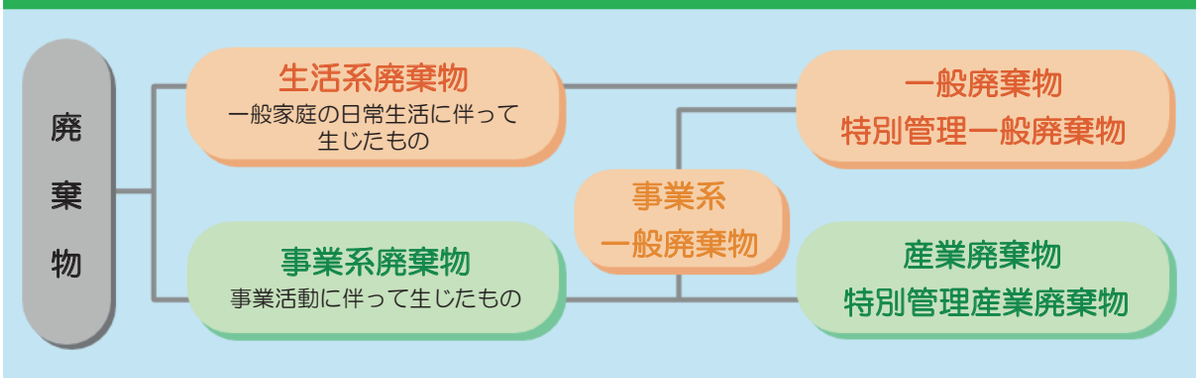

「産業廃棄物」とは

事業活動に伴って排出される廃棄物で燃え殻、汚泥など 20 種類（法及び施行令で規定）のものをいいます。

※　表－１（P27）のとおり

「一般廃棄物」とは

産業廃棄物以外の廃棄物をいい、日常生活に伴って排出される生活系廃棄物（ごみ、し尿）と事業活動に伴って排出される廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物（事業系一般廃棄物）をいいます。

なお、事業系一般廃棄物には、事業所、商店等から排出される紙くず等があります。

※　災害に伴い生じる廃棄物（災害廃棄物）も含まれます。

「特別管理産業廃棄物」とは

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのあるものをいい、産業廃棄物とは別の処理方法等が定められています。

※　表－２（P28）のとおり

「特別管理一般廃棄物」とは

特別管理産業廃棄物と同様に、感染性等により人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのあるものをいいます。

第3　事業者の責務（法第３条）

事業者の責務として次の事項が定められています。

（１）　事業活動に伴って生じた廃棄物を「自らの責任」において適正に処理しなければなりません。
（２）　事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その「減量」に努めなければなりません。また、製造、加工、販売などをした製品等が廃棄物となった場合に、処理が困難とならないようにしなければなりません。
（３）　廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関して、国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

第4　産業廃棄物の処理（法第11条、第12条）

産業廃棄物の処理について次のように規定されています。

（１）　事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければなりません（法第 11 条）。
（２）　事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、保管、運搬及び処分の基準により行わなければなりません（法第 12 条）。
（３）　事業者は、建設工事に伴い生じる産業廃棄物を、排出した事業場の外において自ら保管（保管の用に供される場所の面積が 300 ㎡以上の場所で行うものに限る）しようとするときは、 あらかじめ都道府県知事に届け出なければなりません（法第 12 条）。

産業廃棄物の保管基準（規則第８条）…（排出事業場での運搬されるまでの保管）

１　周囲に囲いが設けられ、見やすい場所に次の要件を備えた掲示板が設けられていること。
（１）　掲示板の寸法は縦・横 60cm×60cm 以上
（２）　産業廃棄物の保管場所である旨、保管する産業廃棄物の種類、管理者の氏名又は名称及び連絡先
（３）　屋外で容器を用いずに保管する場合は最大積み上げ高さ

保管の高さ制限
ア　廃棄物が囲いに接しない場合（図１）
●囲いの下端から勾配 50%以下
イ　廃棄物が囲いに接する場合（図２）
●囲いの内側２m は、囲いの高さより 50 cm以下
●２m 以上内側は、２m 線から勾配 50%以下

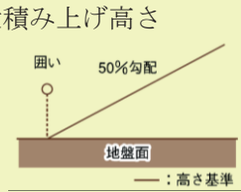

図１　囲いに接することなく廃棄物を保管する場合

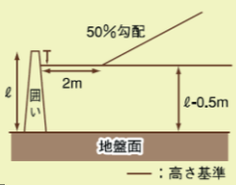

図２　囲いに接して廃棄物を保管しようとする場合

２　保管の場所から産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が発散しないように必要な措置を講ずるとともに、ねずみ、蚊等の害虫が発生しないようにしなければなりません。

※　循環型地域社会の形成に関する条例の規定により、産業廃棄物を屋外に保管する場合、事業年度における最大保管量の見込みの把握等をしなければなりません（P23 参照）。

産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準（施行令第６条）

１　収集、運搬、処分等の共通基準
（１）　産業廃棄物が飛散・流出しないとともに、悪臭・騒音・振動によって生活環境の保全上支障を生じないよう必要な措置をとらなければなりません。
（２）　施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生じないよう必要な措置をとらなければなりません。

（3）　施設の周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分等の場所であることの表示がある場所で行い、産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずるとともに、ねずみ、蚊等の害虫が発生しないようにしなければなりません。

収集運搬車に係る表示・書類の携帯義務について

車体の両側面に、産業廃棄物の収集運搬の用に供する運搬車である旨その他事項を見やすいように表示（<表示例>参照）し、かつ当該運搬車に環境省令で定める書面（<携帯義務書類>参照）を備え付けなければなりません。

<表示例>

140ポイント以上
産業廃棄物収集運搬車
◯◯株式会社
000000号
90ポイント以上

<携帯義務書類>

排出事業者が自分で運搬する場合　次の事項を記載した書類
- 氏名又は名所及び住所
- 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- 運搬する産業廃棄物を積載した日
- 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

産業業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- 許可証の写し

2　保管の基準

（1）　産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、保管は産業廃棄物の積替えを行う場合を除き、行ってはなりません。

（2）　周囲に囲いが設けられ、見やすい場所に**産業廃棄物の保管基準（規則第８条）**の要件及び**「保管上限」**が記載された掲示板が設けられていること。

掲示板の例

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	※1
数量	※2
保管の高さ	※3
管理者の氏名又名称	
連絡先	

60cm以上　60cm以上

※1　保管する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載すること。
※2　(4)の保管目的(積替え又は処分)の区分に応じて求めた保管量の上限を記載すること。
※3　屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積み上げ高さを記載すること。

※　産業廃棄物積替え保管施設及び中間処理施設の入り口には、次に掲げる立札等を設ける必要があります(循環型地域社会の形成のための条例施行規則第21条第2号)。

施設の名称	
廃棄物処理施設等の種類	
取り扱う廃棄物の種類	
廃棄物処理施設等の処理能力	
1日の稼働時間	
管理者	
連絡先	

(寸法は、縦1メートル、横2メートルを標準とする)

（3）　保管の場所から産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が発散しないように必要な措置を講ずるとともに、ねずみ、蚊等の害虫が発生しないようにしなければなりません。

（4）　産業廃棄物の保管量の上限を超えて保管してはなりません。

ア　積替えに係る産業廃棄物の保管は平均搬出量の７日分以内

イ　処分に係る産業廃棄物（当該産業廃棄物処理施設が、同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定める処理施設である場合は、当該一般廃棄物を含む）の保管は当該施設の１日当たりの処理能力の 14 日分以内（一部例外規定あり）

（5）　産業廃棄物の保管は、環境省令で定める期間を超えて行ってはいけません。

自動車リサイクル法により、使用済自動車等の保管基準が別途定められています。

3　中間処理の基準

焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて環境大臣が定める方法により焼却しなければなりません。

環境省令で定める構造

（1）　空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく燃焼室において発生するガスの温度が摂氏 800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるもの。

（2）　燃焼に必要な量の空気の通風が行われるもの。

（3）　燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに燃焼室に廃棄物を投入する場合には外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるもの。

（4）　燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられているもの（一部例外規定あり）。

（5）　燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられているもの（一部例外規定あり）。

環境大臣が定める方法

（1）　煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。

（2）　煙突の先端から火炎又は日本産業規格 D8004 に定める汚染度が 25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。

（3）　煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

4　埋立処分基準

（1）　埋立地からの浸出液によって公共の水域及び地下水の汚染を防止するための必要な設備の設置などの措置を講じなければなりません（一部例外規定あり）。

（2）　埋立処分を終了する場合には、生活環境の保全上支障がないように当該埋立地の表面を土砂で覆うことが必要です。

（3）　安定型最終処分場において埋立処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入するおそれのないように必要な措置を講じなければなりません。

？　安定型産業廃棄物とは

自動車等破砕物を除く廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず、ゴムくず及びがれき類の５種類をいいますが、さらに次のものも除かれます。

・廃プラスチック類（鉛含有廃プリント配線板、廃容器包装）
・金属くず（鉛含有廃プリント配線板、鉛蓄電池（電極）不要物、鉛管・鉛板不要物、廃容器包装）
・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず（廃ブラウン管側面部、廃石膏ボード、廃容器包装）

※　廃容器包装については、有害物質、有機物が付着・混入しないように分別されたものなどは、安定型最終処分場に埋立処分できます。

（4）　廃酸及び廃アルカリの埋立処分は行ってはなりません。

（5）　管理型の最終埋立処分場において埋立処分を行う場合には、その産業廃棄物の性状により、破砕、焼却、脱水等の処理を行った後でなければ埋立処分できない廃棄物があります。

産業廃棄物最終処分の入り口には、次に掲げる立札等を設ける必要があります（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第２条）。

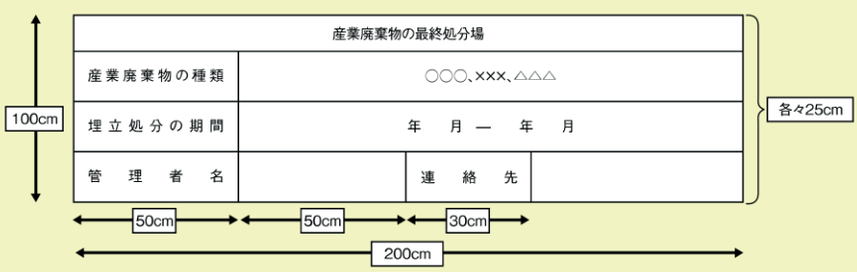

※遮断型産業廃棄物最終処分場については、施設名を以下とする。

用　途	施設名
特別管理産業廃棄物の埋立処分用	有害な特別管理産業廃棄物の最終処分場
特別管理産業廃棄物の埋立処分用ではないもの	有害な産業廃棄物の最終処分場

（4）　事業者が、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については「産業廃棄物収集運搬業者」に、その処分については「産業廃棄物処分業者」にそれぞれ委託しなければなりません（法第 12 条）。

産業廃棄物の運搬、処分の委託の基準（施行令第６条の２）

（1）　産業廃棄物の運搬及び処分を委託する場合には、他人の産業廃棄物を運搬、処分できる者として業の許可を受けた者で、かつ委託しようとする産業廃棄物の種類がその事業の範囲であることを確認しなければなりません。

具体的に、許可証の内容を確認するとともに、処理施設についても現地調査などにより確実に処理できる施設であることを確認してください。

（２）　委託の契約は、次の事項を記載した書面により、収集運搬業者、処分業者とそれぞれに契約しなければなりません。また 、契約書には許可証等、他人の産業廃棄物の運搬、処分を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の運搬・処分がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面を添付しなければなりません。

ア　委託する産業廃棄物の種類及び数量

イ　運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ウ　処分又は再生を委託するときは、その処分等の場所の所在地、その処分等の方法及び施設の処理能力

エ　その他委託契約の有効期間、委託者が受託者に支払う料金など環境省令で定める事項

オ　積替え又は保管を行う場所に関する事項（種類及び所在地等）

なお、再委託しようとする者は、あらかじめ排出事業者に対して再受託者の氏名又は名称及び当該再委託が基準に適合していることを明らかにした上で、書面による当該事業者の承諾を受けなければなりません。また、書面には、①委託した産業廃棄物の種類及び数量、②受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号、③承諾の年月日、④再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号を記載し、５年間保管しなければなりません。

（５）　事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません（法第 12 条）。

※　循環型地域社会の形成に関する条例の規定により、事業者は、受託者が適正な処理能力を有すること等を実地調査により確認のうえ、その結果を記録しなければなりません（P24 参照）。

（６）　法第 15 条に規定されている産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるために当該事業場ごとに産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません（法第 12 条）。

（７）　事業活動に伴って**多量に産業廃棄物を生ずる事業者**（前年度の発生量が **1,000 トン以上**である事業場を設置している事業者）は、事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し**都道府県知事に提出**し、また、その計画の実施状況についても**報告**しなければなりません（法第 12 条）。

※　前年度の発生量が 500 トン以上である事業場を設置している事業者は、循環型地域社会の形成に関する条例の規定により、準多量排出事業者に該当するため、多量排出事業者と同様に、処理計画及び実績報告書を提出しなければなりません（P25 参照）。

（８）　産業廃棄物を処理したときは帳簿等を備え、５年間保存しなければなりません（法第 12 条）。

（９）　処理困難通知（法第 14 条）

産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由（①処理施設の破損等の事故による保管上限到達、②事業の廃止、③施設の休廃止、④埋立終了、⑤欠格要件該当、⑥事業停止命令、⑦施設設置許可の取消し、⑧改善命令による保管上限到達）が生じたときは、10 日以内に、その旨を委託者に対し通知し、通知の写しを**５年間保存**しなければなりません 。

なお、処理困難通知を受けた排出事業者は、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の収集又は処分の状況を把握するとともに、①運搬が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないとき、又は②処分が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないときは 、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じ、通知を受けた日から 30 日以内に都道府県知事に報告しなければなりません 。

※　産業廃棄物処理業の廃止等を行った事業者においても、受託した廃棄物の処理が未了の場合には、業の廃止等に係る通知義務及び通知写しの保管義務が課されます（法第 14 条の２）。

第5 特別管理産業廃棄物の処理（法第11条、第12条の２）

特別管理産業廃棄物の処理について次のように規定されています。

（１） 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、保管、運搬及び処分の基準により行わなければなりません（法第 12 条の２）。

特別管理産業廃棄物の保管（規則第８条の 13）

特別管理産業廃棄物の保管の基準は、産業廃棄物に係る基準の他、次のように規定されています 。

（１） 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置をとらなければなりません。

（２） 腐食防止、飛散防止、腐敗防止等特別管理産業廃棄物の種類に応じた措置を講じなければなりません。

特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準（施行令第６条の５）

特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準は、産業廃棄物に係る基準の他、次のように規定されています 。

１ 収集、運搬の基準

（１） 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害を生じないようにするとともに、他の廃棄物と混合するおそれのないように他の物と区分して行われなければなりません。

（２） 収集運搬を行う者は、その特別管理産業廃棄物の種類及び取り扱う際に注意すべき事項を記載した書類を携帯していなければなりません。

（３） 感染性産業廃棄物の収集運搬に当たっては、必ず、収納しやすく、密閉でき、損傷しにくい容器により行わなければなりません。

２ 中間処理の基準

処理又は再生に当たっては、それぞれの特別管理産業廃棄物の性状により、処分等（焼却、蒸留、中和、溶融等）を行い、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにしなければなりません（詳細な処理方法は「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法(平成４年７月３日厚生省告示第 194 号)」によること)。

３ 埋立処分の基準

（１） 廃酸、廃アルカリ及び感染性産業廃棄物の埋立処分は行ってはなりません。

（２） 特定有害物質を含む特別管理産業廃棄物を埋立処分する場合には、公共の水域及び地下水と遮断されている場所（遮断型最終処分場）で処分をしなければなりませんが、一部のものは固形化するか、特別管理産業廃棄物から通常の産業廃棄物にするための処理をすることにより、環境大臣が定める基準に適合した場合には、管理型最終処分場での埋立処分が可能となります。

（２） 事業者が、その特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の処理と同様に「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」及び「特別管理産業廃棄物処分業者」にそれぞれ委託しなければなりません（法第 12 条の２）。

特別管理産業廃棄物の保管（規則第８条の 13）

特別管理産業廃棄物の運搬又は処分の委託にあっては、産業廃棄物の運搬、処分の委託と同様に特別管理産業廃棄物を運搬、処分できる者として業の許可を受けた者であるかなどの確認のほかに、委託しようとする者に対し、あらかじめ次の事項を文書で通知しなければなりません。

ア　委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿

イ　当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

（３）　特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるために「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません（法第 12 条の２）。

また、次の事項について、**知事**に対して**報告**しなければなりません（施行細則第 20 条）。

- **特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書**／報告期限：設置又は変更した日から 30 日以内
- **特別管理産業廃棄物処理実績報告書**／報告期限：前年度分の処理量などを６月 30 日まで

■　特別管理産業廃棄物管理責任者の役割

- 特別管理産業廃棄物の排出状況の報告
- 特別管理産業廃棄物の処理計画の立案
- 特別管理産業廃棄物の適正な処理の確保

■　特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

- 一定の学歴を有し、一定期間以上の産業廃棄物の処理に関する実務に従事した経験を有する者（感染性産業廃棄物については、医師、薬剤師、看護師等）
- 環境大臣（旧厚生大臣）が認定する講習を修了した者（平成 13 年３月以前）
- 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会を修了した者（平成 13 年４月以降）

（４）　事業活動に伴って**多量に特別管理産業廃棄物が生ずる事業者**（前年度の発生量が **50 トン以上**である事業場を設置している事業者）は、事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成して、**都道府県知事に提出**し、また、その計画の実施状況についても**報告**しなければなりません（法第 12 条の２）。

（５）　ＰＣＢ廃棄物の発生量を除いても多量に特別管理産業廃棄物が生ずる事業者は電子マニフェストの使用義務が課されます（法第 12 条の５）。

（６）　特別管理産業廃棄物を処理したときには帳簿等を備え、**５年間**保管しなければなりません（法第 12 条の２）。

（７）　その他、処理困難通知等の各種義務は、産業廃棄物に関するものと同様です。

特別管理産業廃棄物管理責任者講習会に関するお問い合わせ先

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター	TEL 03-5275-7115　FAX 03-5275-7116 ホームページ https://www.jwnet.or.jp
一般社団法人岩手県産業資源循環協会	TEL 019-625-2201、2203　FAX 019-624-1920

第6　産業廃棄物管理票（法第12条の3）

産業廃棄物管理票制度について次のように規定されています。

（1）　産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該産業廃棄物の運搬又は処分を委託する者に対して、産業廃棄物の引渡しと同時に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません（法第 12 条の３）。

（2）　マニフェストを交付する際には、 当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載しなければなりません（規則第８条の 21）。

（3）　マニフェスト交付者は、Ａ票と収集運搬業者又は処分業者から送付されたＢ２票、Ｄ票、Ｅ票を照合し、適正であることを確認のうえ、これらの伝票を**５年間保管**しなければなりません（規則第８条の 26）。

（4）　マニフェスト交付者は、前年度のマニフェスト交付等状況について、毎年６月 30 日までに産業廃棄物管理票交付等状況報告書を知事へ提出しなければなりません（規則第８条の 27）。

（5）　マニフェスト交付者は、下表の区分に該当する場合、すみやかに当該委託にかかる産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずる必要があります。また、知事に措置内容等報告書を報告期限内に提出する必要があります（規則第８条の 29）。

区　　分	報告期限
マニフェスト交付の日から 90 日（特別管理産業廃棄物は 60 日、Ｅ票は 180 日）以内にその写しの送付を受けない場合	左記の期間が経過した日から 30 日以内
法に規定する事項が未記載のマニフェストの写しの送付を受けた場合	当該マニフェストの写しの送付を受けた日から 30 日以内
虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けた場合	虚偽の記載のあることを知った日から 30 日以内
収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となるか又は困難となるおそれがある旨の通知を受けた場合	左記の通知を受けた日から 30 日以内

？　マニフェストシステムとは

マニフェストシステムとは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に対して、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記載した「マニフェスト」を交付することによって、取扱上の注意事項を処理業者に確実に伝えることが可能になるとともに、処理終了後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを排出事業者自ら確認することで、適正な処理を確保する制度です。

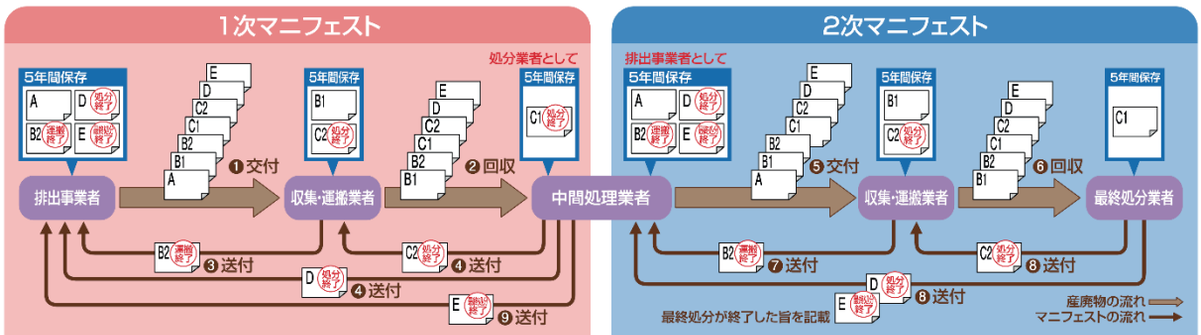

■1次マニフェストの流れ

❶廃棄物引渡し時
排出事業者は、7枚複写の伝票(A、B1、B2、C1、C2、D、E票)に必要事項を記入し、廃棄物とともに7枚全部を収集・運搬業者に渡す。
収集・運搬業者は、廃棄物を受領した際、A、B1、B2、C1、C2、D、E票の運搬の受領欄にサインまたは押印をし、A票を排出事業者に返す。

❷運搬終了時
収集・運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した後、B1、B2、C1、C2、D、E票の運搬終了日を記入し、中間処理業者に廃棄物とともに渡す。
中間処理業者はB1、B2、C1、C2、D、E票の処分の受領欄にサインまたは押印をし、B1、B2票を収集・運搬業者に返す。

❸運搬終了報告
収集・運搬業者は、B1票を自らの控えとして保管するとともに、運搬終了後10日以内に、B2票を排出事業者に送付する。

❹処分終了後
中間処理業者は、処分終了後C1、C2、D、E票に処分終了日の記入並びに処分受託者及び処分担当者のサインまたは押印をし、C1票を自らの控えとして保管するとともに処分終了後10日以内に、C2票を収集・運搬業者に、D票を排出事業者にそれぞれ送付する。

■2次マニフェストの流れ

❺廃棄物引渡し時
中間処理業者が処分委託者(排出事業者の立場)として、マニフェストを交付する(運用は左記の①に同じ)。

❻運搬終了時
収集・運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した際、B1、B2、C1、C2、D、E票の運搬終了日を記入し、最終処分業者に廃棄物とともに渡す。
最終処分業者はB1、B2、C1、C2、D、E票にサインまたは押印をし、B1、B2票を収集・運搬業者に返す。

❼収集・運搬業者は、B1票を自らの控えとして保管するとともに、運搬終了後10日以内に、B2票を中間処理業者に送付する。

❽最終処分終了報告
最終処分業者は、最終処分終了後C1、C2、D、E票に処分終了日と最終処分日の記入、処分受託者及び処分担当者のサインまたは押印をし、C1票を自らの控えとして保管するとともに最終処分終了後10日以内に、C2票を収集・運搬業者に、D票とE票を中間処理業者に送付する。

❾最終処分終了確認時
中間処理業者は、委託したすべての廃棄物の最終処分が終了した報告(2次マニフェストのE票)を受けたときは、最終処分が適正に終了したことを確認の上、1次マニフェストのE票に最終処分を行った場所の所在地・名称、最終処分終了日を記入するとともに、2次マニフェストのE票受領から10日以内に、1次マニフェストのE票を排出事業者に送付する。

第7 電子マニフェスト（法第12条の5）

電子マニフェストは、マニフェストを書面で交付する代わりに、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託業者に引き渡す際に、パソコン等を通じて情報処理センターに産業廃棄物の種類、数量等の情報を入力し、収集運搬業者及び処分業者が作業の終了時にデータ入力することによりマニフェストの書面交付に代えるものです。

令和２年４月から、一定の要件を満たす特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に対して、電子マニフェストの使用が義務化されました（法第 12 条の５）。

使用義務者の条件等については、環境省や県のホームページ等をご確認ください。

？ 電子マニフェストシステムのメリットは

- 電子情報化により廃棄物処理の状況が即時に確認可能。
- データを入力する作業は、事前に登録した者しかできないため、第三者が勝手にデータを入力することは不可能。
- 電子マニフェストの情報は、情報処理センターが保管・管理するため、排出事業者はマニフェストの保存が不要（法第 12 条の５第８項）。
- 知事への年次報告を情報処理センターが行うため、排出事業者はマニフェスト交付等状況報告が不要（法第 12 条の５第９項）。

電子マニフェストシステム加入に関するお問い合わせ先

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター
TEL 03-5275-7113　ホームページ https://www.jwnet.or.jp
※　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターは、廃棄物処理法第 13 条の２に基づき環境大臣が電子マニフェスト制度の運営主体として全国でただ一つ指定する「情報処理センター」です。

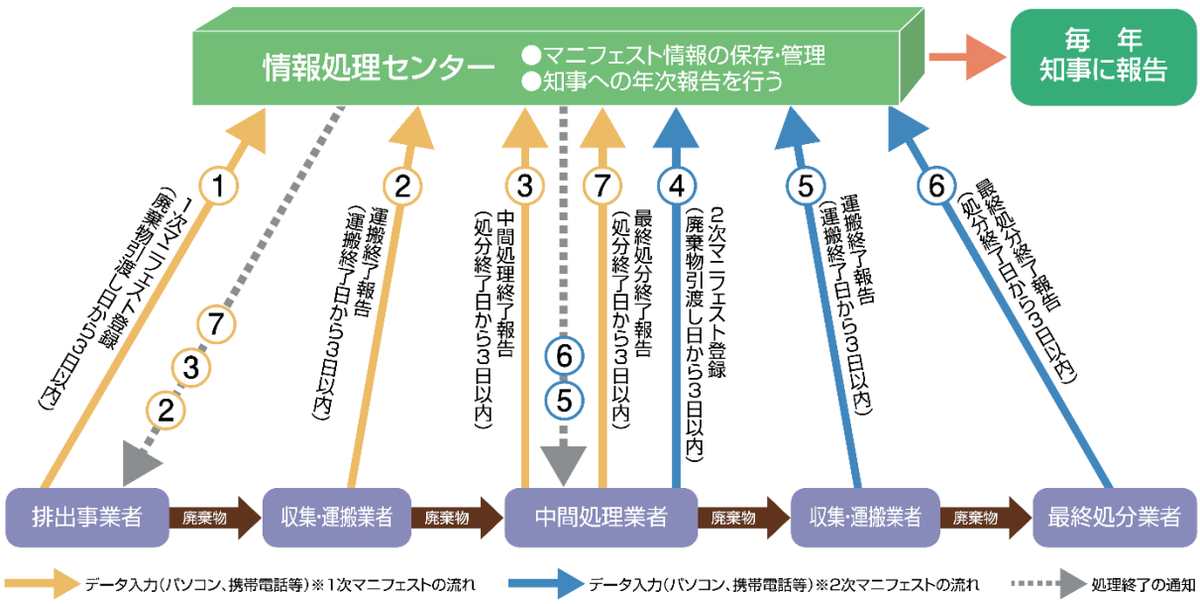

第8　処理業の許可（法第14条、第14条の4）

産業廃棄物の収集又は運搬及び処分を業として行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません（法第 14 条）。

また、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬及び処分を行おうとする者は、産業廃棄物処理業とは別に、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません（法第 14 条の4）。

なお、処理業の許可制度の概要（許可の基準等）は次のとおりです。

（1）　収集又は運搬を業として行う場合には「収集運搬業」を、中間処理又は最終処分を業として行う場合には「処分業」の許可を受けなければなりません（※1）。

（2）　許可の有効期間は5年間であり、5年ごとに更新の手続きが必要となります（※2）。

（3）　業の許可申請の提出にあたっては、事業計画の概要を記載した書類、事業の用に供する施設を明らかにする平面図などを添付する必要があります。

（4）　業の許可の基準としては、事業の用に供する施設の使用権原を有すること、申請者の能力が事業を的確に、かつ継続して行えることが必要であり、当該事業を行うに足りる知識、技能及び経理的基礎を有していなければなりません。

　また、許可の申請資格として廃棄物処理法に規定する欠格条項のいずれにも該当しないことが必要となります（※3）。

（5）　収集運搬業者及び処分業者は、許可を受けた事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受ける必要があります。

※1　100%親子会社等の一定の要件を満たす親子会社間で認定を受けた場合、自ら産業廃棄物を処理するものとして、処理業許可が不要となります（法第 12 条の7）。

※2　産業廃棄物処理業等の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた者は、許可の有効期間が7年となります（施行令第6条の 11）。

※3　法に規定する欠格要件に該当した収集運搬業者及び処分業者は、その欠格要件に該当してから2週間以内に、その旨を都道府県知事に届け出る必要があります（法第 14 条の2第3項及び第 14 条の5第3項）。

第9　産業廃棄物処理施設の許可等（法第15条、第15条の2の5、第15条の4、第21条の2）

産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの。以下同じ。）を設置する場合には、施設を設置する前に都道府県知事の許可を受けなければなりません（法第15条）。

また、産業廃棄物の処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければなりません（法第15条の4）。

≪許可の基準（法第15条の2）≫

（1）　設置に関する計画が省令で定める技術上の基準に適合していること。

（2）　設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設（学校、病院など）について適切な配慮がなされたものであること。

（3）　申請者が設置・維持管理を的確に継続して行う能力を有すること。

（4）　申請者が欠格要件に該当しないこと。

≪設置及び維持管理に当たっての留意事項≫

（1）　設置（変更）許可申請の際には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（生活環境影響調査）の結果を記載した書類を添付しなければなりません（ただし、場合によっては省略することができます。）。

（2）　設置の許可を受けた者は、都道府県知事の検査を受け、基準に適合していると認められた後でなければ施設を使用できません。

（3）　「技術管理者」を置く（法第21条）とともに、環境省令で定める技術上の基準等に従い、維持管理を行い、さらに維持管理計画及び維持管理情報をインターネット等によって公表しなければなりません（法第15条の２の３）

（4）　焼却施設、最終処分場及び政令で定める施設の設置者は、５年３か月以内ごとに都道府県知事の検査を受けなければなりません（法第15条の２の２）。また、施設の維持管理に関する事項（最終処分場の検査は残余容量も含まれます。）を記録し、これを処理施設に備え置き、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ閲覧させる必要があります（法第15条の２の４）。

（5）　産業廃棄物の最終処分場の設置者は、埋立処分終了までの間、毎年度、都道府県知事が通知する額の金銭を「維持管理積立金」として、(独)環境再生保全機構に積み立てなければなりません（国又は地方公共団体以外の者が設置したものに限る。）（法第15条の２の４）。

（6）　産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合、あらかじめ都道府県知事に必要事項を届け出ることにより、一般廃棄物処理施設として設置することができるほか、非常災害のために必要な応急措置として当該廃棄物を処理するときは、その処理を開始した後、遅滞なく必要事項を都道府県知事に届け出ることにより、一般廃棄物処理施設として設置することができます（法第15条の２の５）。

（7）　最終処分場の設置の許可を取り消された場合であっても、当該許可を取り消された者又はその承継人は、継続的に維持管理を行う義務を負います（法第15条の３の２）。

≪事故時の措置（法第21条の2）≫

（1）　政令で定める特定処理施設において、生活環境の保全上支障を生ずるような事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じ、事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に報告しなければならない。

（2）　応急の措置を講じていないと認めるときは、応急の措置を講ずるよう命ずることがあります。

産業廃棄物処理施設

中間処理施設

※ 超＝超えるもの

① 汚泥の脱水施設	処理能力 10 ㎥／日超
② 汚泥の乾燥施設	処理能力 10 ㎥／日超
② 汚泥の天日乾燥施設	処理能力 100 ㎥／日超
③ 汚泥の焼却施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物を除く）	処理能力 5 ㎥／日超 処理能力 200kg／h 以上 火格子面積 2 ㎡以上
④ 廃油の油水分離施設	処理能力 10 ㎥／日超
⑤ 廃油の焼却施設（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く）	処理能力 1 ㎥／日超 処理能力 200kg／h 以上 火格子面積 2 ㎡以上
⑥ 廃酸・廃アルカリの中和施設	処理能力 50 ㎥／日超
⑦ 廃プラスチック類の破砕施設	処理能力 5 t／日超
⑧ 廃プラスチック類の焼却施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物を除く）	処理能力 100kg／日超 火格子面積 2 ㎡以上
⑧-2 木くず又はがれき類の破砕施設	処理能力 5 t／日超
⑨ 金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固形化施設	処理能力等の限定なし
⑩ 水銀汚泥のばい焼施設	処理能力等の限定なし
⑩-2 廃水銀等の硫化施設	処理能力等の限定なし
⑪ シアン化合物の分解施設	処理能力等の限定なし
⑪-2 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	処理能力等の限定なし
⑫ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	処理能力等の限定なし
⑫-2 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	処理能力等の限定なし
⑬ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	処理能力等の限定なし
⑬-2 産業廃棄物の焼却施設（上記③、⑤、⑧、⑫を除く）	処理能力 200kg／h 以上 火格子面積 2 ㎡以上

	施設の種類
最終処分場	遮断型最終処分場（有害な産業廃棄物の埋立地）
	安定型最終処分場（廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず、がれき類の埋立地）
	管理型最終処分場（遮断型・安定型最終処分場以外の産業廃棄物の埋立地）

■　ダイオキシン類対策特別措置法について

ダイオキシン類対策特別措置法により、廃棄物焼却炉の関係では、次の施設について届出及び廃ガス、排出水、ばいじん等に含まれるダイオキシン類の測定・報告（年１回以上）が義務づけられています。

ダイオキシン類排出基準

				大気中に排出される排出ガスに適用される排出基準（ng-TEQ/N ㎥）	
廃棄物焼却炉関係施設（※）	大気関係	特定施設の種類		新設施設 H12.1.15～	既設施設（H12.1.15 までに設置済み）
		焼却炉	焼却能力　4 t/h 以上	0.1	1
			焼却能力　4 t/h 未満　2 t/h 以上	1	5
			焼却能力　2 t/h 未満	5	10
	水質関係	特定施設の種類		公共用水域に排出される排水に適用される排出基準（pg-TEQ/L）	
		廃ガス洗浄施設		10	
		湿式集じん施設			
		灰の貯留施設（汚水又は廃液を排出するものに限る）			

※　火床面積 0.5 ㎡以上又は焼却能力 0.05t/h 以上

第10　廃棄物処理センター（法第15条の５）

環境大臣は特別の管理を要する廃棄物等の適正かつ広域的な処理を目的とした一定の法人を廃棄物処理センターとして指定できることとされています。

岩手県においては、平成３年 11 月に設立された(一財)クリーンいわて事業団（いわてクリーンセンター）が、平成５年１月に全国初の指定を受け、平成７年９月から操業を開始しています。

また、平成 18 年 10 月に、いわて県北クリーン株式会社（いわて第２クリーンセンター）が指定を受け、平成 21 年４月から操業を開始しており岩手県は全国で唯一、単独の県で複数の廃棄物処理センターを有しております。

第11　廃棄物が地下にある土地の形質変更の届出（法第 15 条の 19）

指定区域内において土地の掘削その他の形質の変更を行う場合は、知事に対し事前に届出を行わなければなりません。

廃棄物最終処分場など廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削等土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある土地は指定区域として指定され公示されます。

当該土地の形質の変更の施行方法が基準に適合しない場合は、計画の変更を命ずることがあります。

第12　投棄禁止（法第16条）

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはいけません。

産業廃棄物の不法投棄に対しては重い罰則（５年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科(法人に対しては３億円以下の罰金)）が適用されます。

第13 焼却禁止（法第16条の２）

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはいけません。

（１） 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

（２） 設置の許可を受けた者は、都道府県知事の検査を受け、基準に適合していると認められた後でなければ施設を使用できません。

（３） 「技術管理者」を置く（法第 21 条）とともに、環境省令で定める技術上の基準等に従い、維持管理を行い、さらに維持管理計画及び維持管理情報をインターネット等によって公表しなければなりません（法第 15 条の２の３）

政令で定める廃棄物の焼却

（１） 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

（２） 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

（３） 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

（４） 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

（５） たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※ 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の規定により、政令で定める廃棄物の焼却を行う場合であっても、廃プラスチック類、ゴムくず、廃袖、皮革を焼却することは禁止されているほか、日常生活ごみの焼却は上記（５）に含まれないこととされています 。

第14 報告徴収、命令等（法第15条の2の7、第18条、第19条の3、第19条の5他）

（１） 報告徴収（第 18 条）

廃棄物処理法の適正な運用を図るために、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の排出事業者、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）若しくはこれらであることの疑いのある物の処理業者若しくは処理施設の設置者、土地所有者等の関係者に対して、廃棄物若しくは廃棄物の疑いのある物の処理又は施設の構造若しくは維持管理等に関して必要な報告を求めることがあります。

また、次の事項は、排出事業者等が知事に対して報告しなければなりません（施行細則第20条）。

ア 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者

- 特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報書告（報告期限：設置又は変更した日から30日以内）
- 特別管理産業廃棄物処理実績報告書（報告期限：前年度分の処理量などを６月30日まで）

イ 産業廃棄物処理施設を設置している事業者

- 産業廃棄物処理実績報告書（報告期限：前年度分の処理量などを６月30日まで）

ウ 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業者

- 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の運搬（処分）実績報告書（報告期限：前年度の処理量などを６月30日まで）

各様式は、下記のホームページで公開しています。
岩手県ホームページトップページ（https://:www.pref.iwate.jp）
＞ くらし・環境 ＞ 環境 ＞ 廃棄物関連様式集 ＞ 資源循環推進課関係様式集

（2） 立入検査（法第 19 条）

廃棄物処理法の適正な運用を図るため、廃棄物担当職員（環境衛生指導員等）が産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を排出する事業者、廃棄物若しくは廃棄物の疑いのある物の処理業者若しくは廃棄物処理施設を設置している事業場、車両、船舶その他の場所等に立ち入り、帳薄書類その他の物件を検査することがあります。

（3） 改善命令（法第 15 条の２の７）

産業廃棄物処理施設（法第 15 条）の設置者が構造又は維持管理の基準等に適合しない管理等を行った場合には、期限を定めて施設の必要な改善や使用の停止を命ずることがあります。

（4） 改善命令（第 19 条の３）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を排出する事業者、廃棄物処理業者、廃棄物処理施設を設置している事業者が産業廃棄物処理基準（収集運搬、処分等の基準）又は保管基準に適合しない処分などを行った場合には、期限を定めて処理方法の変更その他必要な改善を命ずることがあります。

（5） 措置命令（法第 19 条の５）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理が、保管、収集運搬、処分の基準に適合しない方法で行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、当該不適正処理を行った者に対して、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を命ずることがあります。

また、当該不適正処理について委託基準違反を行った者、産業廃棄物管理票に係る義務に違反した者（虚偽の管理票を交付した者等）、当該不適正処理等をすることを要求、依頼等をした者に対しても必要な措置を命ずることがあります 。

さらに、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、下請人により不適正処理が行われた場合であって元請業者が適正にその処理を委託していなかったときは、元請業者に対してその支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることがあります。

（6） 措置命令（法第 19 条の６）

次の場合のように最終処分場までの適正な処理を確保すべき注意義務に照らして、排出事業者に支障の除去等の措置をとらせることが適当であるときには、排出事業者を措置命令の対象とすることとしています。

- 不適正処分を行った者に資力がないとき
- 適正な処理料金を負担していないとき、不適正処分が行われることを知り、又は知ることができたとき

（7） 事業の廃止を行った者等に対する措置命令（第 19 条の 10）

処理業を廃止した事業者や、その取消しを受けた事業者等において、産業廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の保管を行っている場合、基準に従った廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。

第15 建設工事で発生する廃棄物の元請責任（法第21条の3）

建設工事に伴い生ずる廃棄物は、注文者から直接工事を請け負った元請業者が排出事業者となり、その廃棄物を自ら適正に処理し、又は、廃棄物処理業者等に適正に処理委託する責任を負います。

このことにより、下請負人は、廃棄物処理業の許可を有し、元請業者から適法な委託を受けた場合のみ廃棄物処理ができることになります（区分一括下請の場合でも、下請負人は排出事業者ではありません。）。

例外１：建設工事現場内で廃棄物を保管する場合は、元請業者に加えて下請負人も保管基準に従って適正に保管しなければなりません。

例外２：以下のすべての要件を満たしている場合、下請負人を事業者とみなし、収集運搬業の許可がなくても廃棄物を自ら運搬することができます。

① 書面による元請業者と下請負人の請負契約の中で、下請負人が自ら運搬することを定めており、当該書面を携行していること

② 解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事（維持修繕工事）であって、その請負代金（発注者からの元請代金）の額が500万円以下の工事
又は、引渡しがされた建築物その他工作物の瑕疵の補修工事であって、その請負代金相当額が500万円以下の工事

③ 特別管理廃棄物が含まれていないこと

④ １回当たりの運搬量が１㎥以下であることが明らかとなるよう区分して運搬すること

⑤ 当該廃棄物が発生する事業場の所在地の都道府県又は隣接都道府県の区域内に存する、元請業者が所有権又は使用権限を持つ施設（積替え保管場所を含む）に運搬されること

⑥ 廃棄物の運搬途中において保管が行われないこと

例外３：下請負人が例外的に建設廃棄物の運搬又は処分を他人に委託せざるを得なくなった場合、下請負人には廃棄物の処理委託に関する規定（委託基準、マニフェストの交付義務など）が適用されます。

※ この規定は下請負人が廃菜物の処理を委託することを推奨する趣旨ではないと通知されています。

なお、例外措置が行われた場合であっても、元請業者が、自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請負人が不適正な取り扱いをしていた場合には、元請業者もその責任を負う（措罹命令の対象となる）ことになります。

第16 罰　則

廃棄物処理法に違反した場合には、次のような罰則（主なもの）があります。なお、平成 30 年４月１日から、マニフェスト関係の罰則強化が行われています。

（法第25条）５年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金、又はこの併科

無許可営業　不正手段による処理業許可取得及び許可の更新　無許可変更　不正手段による処理業変更許可取得　事業停止命令等違反及び措置命令違反　委託基準違反　名義貸し禁止違反　廃棄物処理施設の無許可設置　不正手段による施設設置許可取得　廃棄物処理施設の無許可変更　不正手段による施設変更許可取得　環境大臣の無確認輸出　産業廃棄物の受託禁止違反　廃棄物の投棄禁止違反　廃棄物の焼却禁止違反　指定有害廃棄物の処理の禁止違反　無確認輸出　投棄禁止違反及び焼却禁止違反の未遂

（法第26条）３年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金、又はこの併科

委託基準違反　再委託基準違反　処理施設改善・使用停止命令違反　廃棄物処理基準に係る改善命令違反　事業の廃止等を行った者に対する措置命令違反　施設無許可譲受け及び無許可借受け　無許可輸入　輸入許可条件違反　廃棄物の不法投棄・不法焼却目的の収集運搬

（法第27条）２年以下の拘禁刑若しくは200万円以下の罰金、又はこの併科

環境大臣の無確認輸出予備

（法第27条の２）１年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

管理票交付義務違反　記載義務違反及び虚偽記載　収集運搬における管理票写し送付義務違反　管理票回付義務違反　処分における管理票写し送付義務違反　記載義務違反及び虚偽記載　管理票写し保存義務違反　虚偽管理票交付　運搬・処分未了虚偽報告及び最終処分未通知虚偽送付　電子管理票虚偽登録　電子管理票報告義務違反及び虚偽報告　管理票勧告に係る命令違反　マニフェストの交付を受けない産業廃棄物の引受け禁止違反

（法第28条）１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

情報処理センター職員の守秘義務違反　指定区域内の土地の形質変更計画の変更命令及び措置命令違反

（法第29条）６月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

欠格要件該当届出義務違反　処理施設使用開始前検査義務違反　土地の形質変更未届出及び虚偽の届出　処理施設の事故時の措置応急措置命令違反　保管の事前届出違反　処理困難時又は廃止事業者等における処分未了に係る委託者への通知義務・通知保存義務違反

（法第30条）30万円以下の罰金

帳簿備付け保存等義務違反　廃棄物処理業廃止変更届出義務違反　処理施設廃止等届出義務違反　最終処分場埋立終了届出義務違反　処理施設相続届出義務違反　処理施設の維持管理記録義務違反　産業廃棄物処理責任者設置義務違反及び特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反　報告義務違反　立入検査及び無償収去拒否妨害忌避　技術管理者設置義務違反　定期検査の拒否・妨害・忌避　有害使用済機器の保管・処分業に係る届出義務違反

（法第32条第１項）３億円以下の罰金（法人に対する両罰規定）

無許可営業　不正手段による処理業許可取得及び許可の更新　無許可変更　不正手段による処理業変更許可取得　環境大臣の無確認輸出　廃棄物の投棄禁止違反　廃棄物の焼却禁止違反　無確認輸出、投棄禁止違反及び焼却禁止違反の未遂　有害使用済機器の保管・処分業に係る届出義務違反

（法第33条）20万円以下の過料

指定区域内における土地の形質変更の届出違反及び虚偽の届出　多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の提出・実施状況報告義務違反

（法第 34 条）10 万円以下の過料

登録廃棄物再生事業者の名称の無登録使用

循環型地域社会の形成に関する条例等について

廃棄物の発生をできるだけ抑制し、廃棄物をできるだけ資源として有効に活用するとともに、排出された廃棄物は適正に処理される循環型地域社会を形成するため、平成 14 年 12 月に、次の３つの条例が制定され、平成 15 年４月１日から施行されました（産業廃棄物税、環境保全協力金に関しては平成 16 年１月１日から施行）。

【循環型地域社会の形成に関する条例】

廃棄物の発生並びに循環資源の循環的な利用を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、循環型地域社会の形成のための施策を推進し、現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的としています。

（1） 基本的な考え方

● 産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則

処理責任の所在の明確化及び循環型地域社会の形成のため、「地域で発生した産業廃棄物は、その地域（＝目が届く範囲）で循環的に処理する」ことに努める原則

◇ 産業廃棄物の搬入事前協議義務

◇ 産業廃棄物の県外搬出の際の適正処理義務

● 事業者の責務

処理責任を有する排出事業者として、以下の事項を行うこと等により、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に積極的に努めることを規定

◎ 廃棄物の性状、数量等を把握すること

◎ 原材料、製造工程等の見直しを図ること

◎ 廃棄物の処理を委託する場合には、処分に対し適正な対価を負担すること

◎ 優良事業者の格付けを取得した事業者の積極的な活用を図ること

（2） 適正処理の促進及び不法投棄対策

● 優良な産業廃棄物処理業者の育成

◇ 産業廃棄物処理業者育成センター制度

◇ 優良な産業廃棄物処理業者の格付け制度

「処理の安心度」に関する基準で産業廃棄物処理業者を格付け認定し、その情報を公開する制度

◇ 事故時の対応等のための産業廃棄物処理業者保証金制度

● 廃棄物の適正処理の促進

◇ 廃棄物等の適正保管義務

廃棄物処理法上の「廃棄物」に、使用済みの物品や収集・廃棄物品などを含めた「廃棄物等」について生活環境保全上の支障が生じないよう適正保管等を義務付け

◇ 建築系廃棄物の適正処理の促進

建設リサイクル法の補完として、対象建設工事の受注者又は自主施工者に建設資材廃棄物の処理方法等を県（広域振興局土木部・土木センター）又は特定行政庁に事前届出（公共工事の場合は通知）を行うことを義務付け

◇　屋外に保管する産業廃棄物の記録義務

排出事業者が産業廃棄物を屋外に保管する場合は、事業年度における最大保管量の見込みを把握することを義務付けるとともに、最大保管量の見込みが一定量を超えた場合は、屋外保管の際に発生・保管・処理の記録を義務付け

※　産業廃棄物処理業者、廃棄物処理施設設置者、自動車リサイクル関連事業者は対象外

※　記録義務が課される最大保管量の基準

ア　液状の産業廃棄物（廃油、廃酸及び廃アルカリ）及びばいじん　１トン又は１㎥

イ　自動車用廃タイヤ　100本

ウ　ア・イ以外の産業廃棄物　10 トン又は 30 ㎥

◇　産業廃棄物管理責任者の設置

一定の事業を営む事業者に対し、産業廃棄物を生ずる事業場ごとに、産業廃棄物管理責任者の設置を義務付け

※　対象事業　建設業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業及び水道業

● 不適正処理、悪質事業者への迅速な対応

◇　産業廃棄物処理業者・施設設置者等への行政処分に係る点数制度

◇　悪質業者への許可取消し・不許可要件の明確化

◇　廃棄物等の保管場所への搬入一時停止命令

「不法投棄等の可能性があるが断定できない」状況において、原則30日を限度とし、保管場所への新たな廃棄物等の搬入を一時的に規制

（３）　再生利用の促進

● 再生資源利用認定製品について

廃棄物等の再生資源を利用した製品（リサイクル製品）で一定の基準を満たす優良な製品を認定し、リサイクル製品の需要拡大と資源の有効利用を促進する制度

◇　対象となる製品

再生資源を利用した製品で、次の基準を満たすリサイクル製品が対象となります。

・　主として県内で生じた再生資源を利用し、県内で製造されたもの

・　環境保全に十分な配慮がなされている事業所において製造されたもの

・　申請時において既に県内で販売されているもの、または申請の日から６ヶ月以内に県内で販売されることが確実であるもの

・　品質や安全性、再生資源の配合率について、岩手県再生資源利用認定製品品質基準に適合しているもの

◇　認定による効果

・　認定を受けた事業者は、認定製品に認定マークを表示し、製品をＰＲすることができます。

・　県は、認定製品の性能や価格等を考慮しながら、物品の購入や工事で使用する資材において優先して使用に努めます 。

・　県は、認定製品の利用が促進されるよう、県民、事業者及び市町村などに、積極的にＰＲします。

・　認定を受けた事業者は「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業」において、広告宣伝、展示会への出展など、自ら製造するリサイクル製品の商品力強化、または販売促進の取組みの補助を受けることができます。

※　詳しくは、県庁資源循環推進課にお問い合わせください。

（4） 原状回復の確保

● 排出事業者等の責務

排出事業者等が産業廃棄物の処理を委託するにあたり、受託者について以下の事項を確認し、確認した結果を記録誌５年間保管することを義務付け

委託内容	確認事項	委託前	委託中（※）	委託後
運　　搬	収集運搬車両	◎		
	機材	◎		
	容器	◎		
	積替え保管施設	◎		
中間処理	処理施設	◎	◎	
	処理能力	○	○	
	処理実績	○	○	
	最終処分先の確保等	○	○	
	最終処分の状況		◎	◎
最終処分	処理施設	◎	◎	
	処理能力（残余容量等）	○	○	
	処理実績	○	○	
	最終処分の状況		◎	◎

※　１年以上継続して委託する場合に適用
◎：実地に調査し確認すること
（年１回以上、自らの責任において、実地に確認した者から聴取し確認することを含む。）
○：書類等で確認（年１回以上）

● 汚染関与者責任の徹底

（5） 適正な廃棄物処理施設等の設置

● 施設の設置等の際の事前協議（法第 15 条の２の５第２項の届出により、一般廃棄物処理施設を設置する場合を除く。）

● 施設の構造、維持管理の技術的基準

● 事故防止及び事故発生時の措置（対応マニュアル等の作成）

● 住民理解の醸成措置（年１回以上、周辺住民等への説明会等の開催を義務付け）

（6） 非常災害時の特例

● 事前協議の除外

産業廃棄物処理施設の設置者が、非常災害時に応急措置として当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物（環境省令で定めるもの(P15 第９（７）参照)）を処理する場合について、事前協議対象から除外

（７）　発生抑制

- 準多量廃棄出事業者制度の導入
  その事業活動に伴って生じた産業廃棄物の前年度の発生量が 500 トン以上である事業場を設置している事業者（多量排出事業者を除く。）を準多量排出事業者と規定し、処理計画及び実施状況報告の提出を義務付け
- 準多量排出事業者処理計画及び実施状況報告の公表

（８）　罰則

- 廃棄物等の保管場所への搬入一時停止命令違反等について、１年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
- 立入検査拒否等について、５万円以下の過料
- 上記の違反行為について、法人等に対して両罰規定

【県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例】

県外で発生した産業廃棄物を県内に搬入する場合に、県と行うべき事前協議に関し必要な事項を定めるものです。

（１）　県外産業廃棄物の搬入事前協議

県外で発生した産業廃棄物を県内で処理するための搬入については、原則としてリサイクル目的に限るとともに、事前協議を義務付け。搬入期間は１年間とするが、格付け事業者等の優良事業者に処理を委託する場合は、搬入期間の延長の特例が認められる。

※　搬入期間延長の特例（★★★、★★及び★は格付けのランクに対応したもの）

ア　★又は★★処理業者に処分を委託する場合　２年

イ　★★★処理業者に処分を委託する場合　３年

ウ　★★★処理業者に処分を委託する場合であって、かつ、格付け（★、★★又は★★★）業者又は環境省が創設した優良性評価制度の認定を受けた事業者に収集運搬を委託する場合　４年

（２）　環境保全協力金の契約締結

県内に搬入した産業廃棄物の実績に応じて、環境保全協力金の納入を求め、産業廃棄物の減量化や技術開発に取り組む企業の支援、リサイクル技術の研究開発支援の財源として活用

【岩手県産業廃棄物税条例】

本県の生活環境を保全するため、法定外目的税を創設し、最終処分場への搬入量に応じた課税を行うことにより、産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルなど、産業廃棄物の適正処理促進に関する施策の費用に充てることを目的としています。

● 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業補助金とは

事業者の皆様が主に県内で発生する産業廃棄物や事業系一般廃棄物の

３Ｒの推進に関する取組を行う場合に、その経費の一部を補助する制度です。

＜公募＞

公募の御案内は、パンフレット及び岩手県のホームページで行います。

● 岩手県再生資源利用認定製品認定事業者とは

岩手県再生資源利用認定製品を製造している事業者です。

県では、廃棄物等の再生資源を利用した製品（リサイクル製品）で一定の基準を満たす優良な製品を認定し、リサイクル製品の需要拡大と資源の有効利用を推進しています。

＜認定による効果＞

・　県は、物品の購入や工事で使用する資材において優先的使用に努めます。
・　県は、利用が促進されるよう、県民、事業者及び市町村などに、積極的に PR します。
・　事業者は、認定マークを表示し、製品を PR することができます 。

お問い合わせ先

岩手県環境生活部資源循環推進課
TEL：019-629-5367　FAX：019-629-5369

応募を検討されている際は、地域ゼロエミッションコーディネーターが御相談に応じますので、あらかじめ御一報ください。

表－1　産業廃棄物の種類と処分の例

業種	No.	産業廃棄物 種類	産業廃棄物 具体例	処分の例	
全ての業種が対象	1	廃プラスチック類	廃タイヤ、発泡スチロール、廃農業用フィルム等の全ての廃プラスチック類	溶融　→　再利用 15cm 以下に破砕・焼却後　→埋立→ ※　自動車等破砕物等は管理型埋立〔焼却灰は管理型埋立〕	安定型処分場
	2	ゴムくず	天然のゴムくず（切断くずなど）		
	3	金属くず	鉄くず、空き缶などの全ての金属くず	破砕等　→　再利用 大きい物は破砕後　→埋立→ ※　廃石膏ボード、自動車等破砕物等は管理型埋立	
	4	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、陶磁器くず、レンガなどのくず コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。		
	5	がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片等の各種廃材		
	6	燃え殻	焼却残灰、石炭がら等の焼却残渣	無害を確認後　→埋立→	管理型処分場
	7	汚泥	製造業、工場廃水等の処理後に残る泥状のもの	無害を確認　→　再利用 焼却・脱水後	
	8	廃油	鉱物性池及び動植物性油に係る全ての廃油、廃溶剤	無害を確認　→　再利用 焼却（タールピッチ類を除く）→埋立→	
	9	廃酸	廃硫酸、廃塩酸などの全ての酸性廃液	中和・イオン交換等 →　蒸発、焼却等 〔埋立禁止〕	
	10	廃アルカリ	廃ソーダ液などの全ての廃アルカリ性廃液		
	11	鉱さい	電気炉からの残さい、廃鋳物砂	飛散防止措置後　→埋立→	管理型処分場
	12	ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん捕集ダスト		
限定した業種が対象	13	紙くず	紙製品製造業、出版業等の紙くず、建設業（工作物の新築、改築又は除去）の紙くず（包装材、段ボール、壁紙くず等）	→　再利用 焼却後　→「燃え殻」　→埋立→	
	14	木くず	木材・木製品製造業の木くず、建設業（工作物の新築、改築又は除去）の木くず（型枠、足場材等、内装・建具工事等残材、抜根、伐採木、解体木材等）、物品賃貸業の木くず、貨物の流通に使用したパレット（※）等		
	15	繊維くず	繊維工業の天然繊維くず、建設業（工作物の新築、改築又は除去）の繊維くず（廃ウエス、縄、ロープ類等）		
	16	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品の製造業及び香料製造業の動植物性残渣	→　再利用 焼却・脱水等　→埋立→	
	17	動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場からの固形不要物	→　再利用（制限あり） 焼却　→埋立→	
	18	動物のふん尿	畜産農業から出る牛、豚等のふん尿又は死体	→　再利用 焼却・脱水等　→埋立→	
	19	動物の死体			
	20	１～19 までの産業廃棄物を処分するために処理したものでこれらの産業廃棄物に該当しないもの		無害の確認 →埋立→	

※　貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む）については、業種の限定がありませんので注意してください。

表－２　特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類		性状及び具体例
廃油		産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類（引火点 70℃未満のもの）（タールピッチ類及びその他の廃油を除く）
		〔関連事業〕紡績、新聞、香料製造、医薬品製造、石池精製、電気めっき、洗濯、科学技術研究、その他
廃酸		水素イオン濃度指数（pH）が 2.0 以下の著しい腐食性を有する廃酸
廃アルカリ		水素イオン濃度指数（pH）が 12.5 以上の著しい腐食性を有する廃アルカリ
		〔関連事業〕カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究、その他
感染性産業廃棄物		感染性病原体が含まれ、若しくはそのおそれのある産業廃棄物（血液の付着した注射針、採血管など）
		〔関連事業〕病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、その他
特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等	廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油
	ポリ塩化ビフェニル汚染物	汚泥のうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの、紙くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだもの、木くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの、繊維くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの、廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの、金属くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの、陶磁器くずのうちポリ塩化ビフェニルが付着したもの、がれき類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着したもの
	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもの
	廃水銀等	①　特定の施設において生じた廃水銀等 ②　水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹きつけ石綿・石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材、及び除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの
	その他の有害廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等の産業廃棄物で特定施設等から排出されるもので有害物質を判基定準を超えて含むもの
		〔有害物質〕アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類

（参考資料）特別管理産業廃棄物の判定基準

以下の基準を超えるものは、特別管理産業廃棄物に該当します。

有害物質（金属等）の名称	汚泥、鉱さい、燃え殻、ばいじん	廃酸、廃アルカリ
	溶出試験（mg／L）	含有量試験（mg／L）
アルキル水銀化合物	不　検　出	不　検　出
水銀又はその化合物	0.005 以下	0.05 以下
カドミウム又はその化合物	0.09 以下	0.3　以下
鉛又はその化合物	0.3　以下	1　以下
有機燐化合物	1　以下	1　以下
六価クロム化合物	1.5　以下	5　以下
砒素又はその化合物	0.3　以下	1　以下
シアン化合物	1　以下	1　以下
ポリ塩化ビフェニル　＊	0.003 以下	0.03 以下　※
トリクロロエチレン　＊	0.1　以下	1　以下　※
テトラクロロエチレン　＊	0.1　以下	1　以下　※
ジクロロメタン　＊	0.2　以下	2　以下　※
四塩化炭素　＊	0.02 以下	0.2　以下　※
1,2-ジクロロエタン　＊	0.04 以下	0.4　以下　※
1,1-ジクロロエチレン　＊	1.0　以下	10　以下　※
シス-1,2-ジクロロエチレン　＊	0.4　以下	4　以下　※
1,1,1-トリクロロエタン　＊	3　以下	30　以下　※
1,1,2-トリクロロエタン　＊	0.06 以下	0.6　以下　※
1,3-ジクロロプロペン　＊	0.02 以下	0.2　以下　※
チウラム	0.06 以下	0.6　以下
シマジン	0.03 以下	0.3　以下
チオベンカルブ	0.2　以下	2　以下
ベンゼン	0.1　以下	1　以下
1,4-ジオキサン　＊	0.5　以下	5　以下　※
セレン又はその化合物　＊	0.3　以下	1　以下　※

注１）　＊印の有害物質を含む廃油は、特別管理産業廃棄物となります（ポリ塩化ビフェニルのみ、0.5mg／kg が基準値であり、その他は※印のある廃酸、廃アルカリの判定基準と同じ）。

注２）　ダイオキシン類対策特別措置法に規定する「特定施設」から発生した「汚泥」、「燃え殻」、「ばいじん」等のうち、ダイオキシン類を試料１グラム当たり３ナノグラム以上含むものも、特別管理産業廃棄物になります。

廃棄物処理施設設置許可・営業許可の流れ

廃棄物処理施設等※1を設置（変更）し、産業廃棄物処理業を行う場合の事務の流れ

建築基準法、都市計画法などの開発規制法の適用について、関係機関に確認

〔循環型地域社会の形成に関する条例による手続〕廃棄物処理施設等の設置等事前協議

住民説明
↓
事前協議書提出
↓
関係機関へ照会
↓
協議者へ意見通知
↓
意見への対応回答
↓
協議結果通知

〔廃棄物処理法による手続〕廃棄物処理施設設置許可申請等

【許可対象施設】

生活環境調査
施設設置（変更）許可申請

縦覧等を要する施設※2の場合
告示縦覧
↓
市町村長の意見
↓
専門家の意見
↓
審査
↓
許可
↓
施設設置

縦覧等を要しない施設の場合
審査
↓
許可
↓
施設設置

使用前検査申請
↓
現地調査
↓
使用前検査確認通知

【許可対象外施設】

設置工事
↓
工事完了

収集運搬業（積替、積替保管を除く）の場合

〔廃棄物処理法による手続〕営業許可申請等

営業許可申請
↓
施設検査
↓
欠格要件等審査
↓
営業許可

事前協議が必要となるのは次の場合です。

1　廃棄物処理施設等※1を設置し、譲り受け、又は借り受けようとする場合
（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法第8条第1項、第9条の5第1項（第15条の4において準用する場合を含む。）若しくは第15条第1項の許可を受けようとする場合又は廃棄物処理法第15条の2の5第1項の規定に基づく届出をしようとする場合。以下同じ。）

2　廃棄物処理施設等に係る（1）及び（2）の事項の変更をしようとする場合。ただし、その変更が（3）の軽微な変更であるときは、この限りでない。
（1）種類・処理方式・処理能力・処理する廃棄物の種類
（2）位置、構造等の設置に関する計画・維持管理に関する計画
（3）門扉・立札等・雨水等の流入防止設備・洗車設備・消火設備・管理事務所・その他これらの施設又は設備に準ずるもの

※1　廃棄物処理施設等
（1）廃棄物処理法第8条第1項の一般廃棄物処理施設（一般廃棄物処理施設）、廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）、使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第13項に規定する解体業又は同条第14項に規定する破砕業の用に供する施設（自動車リサイクル施設）
（2）廃棄物処理法第20条の2第1項の登録を受けようとする者のうち廃棄物処理法第2条第2項の一般廃棄物のみを取り扱う者が事業の用に供する処理施設であって、1日当たりの処理能力が5トン未満のもの（小規模再生事業施設）
（3）産業廃棄物処理業を行う者（廃棄物処理法第15条の4の2第1項の認定を受けた者を除く。）が設置する産業廃棄物の処理施設（積替え施設及び積替えのための保管施設を含む。）であって、廃棄物処理法第15条第1項の許可を要しないもの（その他処理施設）

※2　縦覧等を要する施設
廃棄物処理法第8条第4項の一般廃棄物処理施設及び廃棄物処理法第15条第4項の産業廃棄物処理施設

アスベスト廃棄物処理の概要

産業廃棄物

石綿含有産業廃棄物
（建物その他の工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く。））
例:石綿スレート、石綿管、パルプセメント板、ビニールタイル等のアスベスト成形板、石綿含有仕上塗材

収集運搬の基準（施行令第6条第1項第1号ロ）
・石綿含有産業廃棄物が破砕することのないような方法によること
・その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分すること。

保管の基準（規則第8条第1項第4号）
・掲示板への表示
・他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける
・覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講じる　等

中間処理の基準（施行令6条第1項第2号ニ）
・飛散防止措置を講じるため、破砕又は切断を原則禁止する。
・石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法は石綿含有産業廃棄物の溶融施設において石綿が検出されないよう溶融する方法、無害化処理の認定を受けた施設による無害化の処理の方法等とする

産業廃棄物

特別管理産業廃棄物

飛散性アスベスト（廃石綿等）
・廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれのあるものとして次に掲げる事業等により発生したものをいう。
①石綿建材除去事業（建築物その他工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）に係るもの。
②輸入されたもの　例:吹付けアスベスト除去物、保温材、断熱材及び耐火被覆材
※廃石綿等を生ずる事業場を設置している事業者は「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置き、「特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書」を提出すること（P18）及び「特別管理産業廃棄物処理実績報告書」の提出(P18)が必要となります。

収集運搬の基準（施行令第6条の5第1項第1号）
・他の廃棄物との分別
・廃棄物が飛散、流出等しないよう措置を講じる　等

保管の基準（規則第8条の13第1項）
・周囲に囲い
・表示
・他の廃棄物との分別
・梱包すること等当該廃石綿等の飛散防止に必要な措置を講じる　等

中間処理の基準（施行令第6条の5第1項第2号ト）
・廃石綿等の処分又は再生の方法は廃石綿等の溶融施設において石綿が検出されないよう溶融する方法、無害化処理の認定を受けた施設による無害化の処理の方法等とする

特別管理産業廃棄物

※1　石綿含有産業廃棄物の溶融施設

※2　無害化処理施設

埋立処分の基準（施行令第6条第1項第3号ヨ）
・最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行うこと
・埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

埋立処分の基準（施行令第6条第1項第3号ム）
・人の健康又は生活環境に係る被害等が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定めた方法（※1、※2）により、処分し、若しくは再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準（※3）に適合するものにすること。
※3　環境大臣が定める基準
・溶融処理生成物（ばいじんを除く）
石綿が検出されないよう溶融されていること。
・溶融を行ったことにより生じたばいじん
石綿が検出されないよう溶融されていること、又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること。
・無害化処理を行ったことにより生じた廃棄物（ばいじんを除く）
石綿が検出されないよう無害化されていること
・無害化処理を行ったことにより生じたばいじん
石綿が検出されないよう無害化されていること、又はばいじんが飛散しないようにセメント固化されていること。

埋立処分の基準（施行令第6条の5第1項第3号ル）
・廃石綿等の埋立処分を行う場合には、大気中に飛散しないように、あらかじめ、固形化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で2重に梱包すること。
・埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

埋立処分・再生

水銀廃棄物の分類

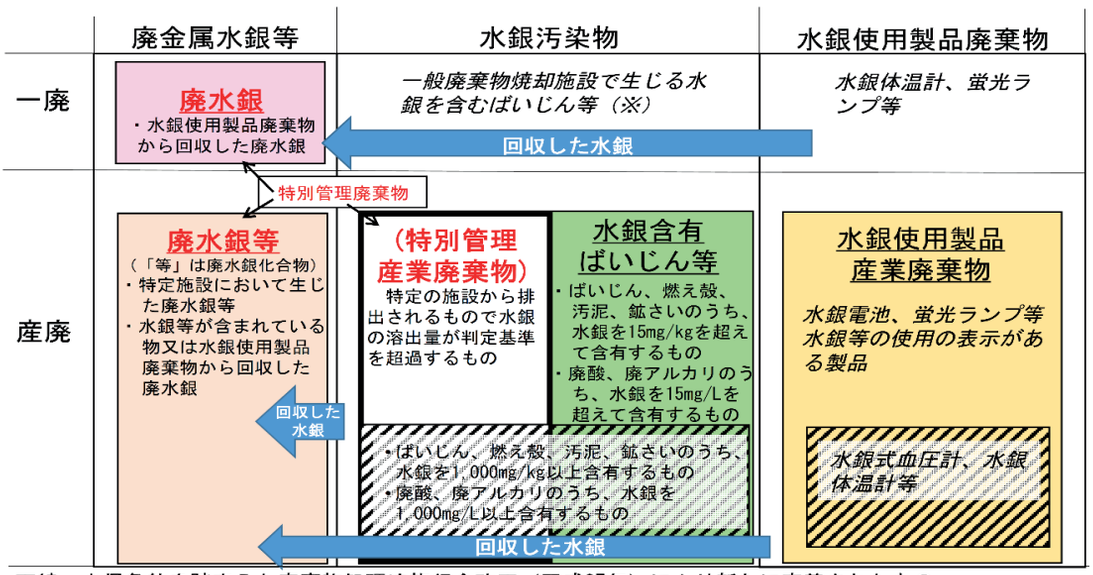

下線：水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正（平成27年）により新たに定義されたもの

斜体：例示

水銀回収義務付け対象　　赤字：特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物

※　一日当たりの処理能力が５トン以上の一般廃棄物焼却施設から発生するばいじんは特別管理一般廃棄物に該当する

（出典：環境省「水銀廃棄物ガイドライン第５版（令和８年３月）」）

水銀廃棄物の処理に必要な措置

○　水銀使用製品産業廃棄物について、通常の産業廃棄物の措置に加え必要な措置

項目	措置
保管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置を講ずること。
処理の委託	・「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者に委託すること。 ・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者に委託すること。
収集・運搬	破砕することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないよう区分して収集・運搬すること。

○　水銀含有ばいじん等について、通常の産業廃棄物の措置に加え必要な措置

項目	措置
処理の委託	・「水銀含有ばいじん等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者に委託すること。 ・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者に委託すること。

○　水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に共通して必要な措置

項目	措置
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量を記載すること。
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
帳簿	「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」に係るものであることを明記すること。

○　廃水銀等について、通常の特別管理産業廃棄物の措置に加え必要な措置

項目	措置
保管・積替え	①飛散、流出又は揮発の防止のための措置、②高温にさらされないための措置、③腐食防止措置を講ずること。
処理の委託	・「廃水銀等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者に委託すること。 ・委託契約書に「廃水銀等」と記載すること。 ・マニフェストの廃菓物の種類の欄に「廃水銀等」と記載すること。
収集・運搬	必ず運搬容器（密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい）に収納して収集又は運搬すること。

ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物の適正な処理に向けて

難分解性の性状を有し、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）を含む変圧器・コンデンサ等の廃棄物の適正な処理を推進するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「ＰＣＢ特措法」という。）及び廃棄物処理法により次のとおり規定されています。

ＰＣＢ廃棄物の処理について

（１）　本県の高濃度ＰＣＢ廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「ＪＥＳＣＯ」という。）北海道ＰＣＢ処理事業所で処理が行われてきましたが、令和８年３月 31 日をもって事業終了しました。今後、**高濃度ＰＣＢ廃棄物を発見したら、速やかに県（事業場が盛岡市内の場合は盛岡市）へ御連絡ください。**

また、高濃度ＰＣＢ廃棄物の新たな処理先が決まるまでは、適切に保管する必要があります。

（２）　低濃度ＰＣＢ廃棄物は、環境大臣の無害化処理認定を受けた施設等で**令和９年３月 31 日まで**に処理する必要があります 。

ＰＣＢ廃棄物とは

ＰＣＢ原液、ＰＣＢを含む油又はＰＣＢが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物になったものをいい（ＰＣＢ特措法第２条）、ＰＣＢ廃棄物は特別管理産業廃棄物に該当します（廃棄物処理法施行令第２条の４第５号イ、ロ及びハ）。

ＰＣＢ廃棄物の分類について

ＰＣＢ廃棄物は、主に絶縁油中のＰＣＢ濃度により、高濃度ＰＣＢ廃棄物と低濃度ＰＣＢ廃棄物に分類されます。ＰＣＢ濃度等の判別については、電気機器等の銘板に記載されているメーカー、型式、製造年月日等の情報から判別できます。

なお、詳細は、各メーカーに問い合わせるか、以下を参照してください。

（一社）日本電機工業会ホームページ（https://www.jema-net.or.jp/pcb/index.html）

（一社）日本照明工業会ホームページ（https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm）

※　上記以外の低濃度ＰＣＢ汚染物の該当性等については、以下を参照してください。
環境省ホームページ（https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/）

ＰＣＢ廃棄物を保管する事業者の責務

（１）　毎年度、ＰＣＢ廃棄物の保管及び処分の状況を、保管事業場を所轄する都道府県知事又は政令市長に届け出なければなりません（ＰＣＢ特措法第８条）。

※　本県の場合、保管事業場を所轄する広域振興局、盛岡市内の事業場であれば盛岡市への届出が必要です。

（２）　期限までにそのＰＣＢ廃棄物を処分しなければなりません（ＰＣＢ特措法第 10 条）

（３）　ＰＣＢ廃棄物を保管する事業者が確実かつ適正に保管することができなくなったと知事が認め、また、その廃棄物を確実かつ適正に処理する意思と能力を有すると知事が認めた者に譲り渡し、その者が譲り受ける場合を除き、ＰＣＢ廃棄物を譲り渡してはなりません。

また、ＰＣＢ廃棄物を他の者から譲り受けてはなりません（ＰＣＢ特措法第 17 条）。

（４）　特別管理産業廃棄物の保管基準（廃棄物処理法施行規則第８条の 13）に従って、ＰＣＢ廃棄物を保管しなければなりません。

低濃度 PCB 廃棄物早期処理情報サイト

環境省ホームページ

https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/

事業者のみなさまへ

環境コミュニケーションをはじめませんか

～ 地域に環境情報を伝えて、互いの理解を深める取組みです ～

岩手県では、事業者の皆様が実践している環境負荷低減等に関する取組みについて、工場・事業場の周辺の地域のみなさんに分りやすく説明する場を設けていただき、意見交換を行うことにより、お互いに理解を深める取り組み、いわゆる「環境コミュニケーション」を推進しております。

工場・事業場が行っている「環境に関する取組み」について、情報を提供することがはじめの一歩です。

ステップ1　情報を発信してみましょう！（事業者 ➡ 地域のみなさん）

●どのような内容？

・環境分野での自社の考え方
・環境負荷低減の取組み内容

→ ・環境方針
・省エネルギー対策の取組み
・化学物質排出削減の取組み

●情報発信の方法は？

直接説明をする → ・工場見学、展示会等で説明する。

媒体(報告書・パンフレット)などを活用する → ・「環境報告書」を作成して配布する。
・企業のホームページに、取組みを掲載する。

ステップ2　意見交換してみましょう！（事業者 ⟷ 地域のみなさん）

ステップ1にプラス！

意見交換する → ・地域の集会に参加し、地域のみなさんの意見を伺う。
・地域のみなさんを工場・事業場に招いて意見を交換する。
↓
県内では「地域とはじめる環境報告会」として開催

詳しくはホームページをご覧ください。　環境コミュニケーションいわて　で検索

［お問い合わせ先］ 岩手県環境生活部環境保全課　環境調整担当　電話：019－629－5356（直通）

第四次岩手県循環型社会形成推進計画（第六次岩手県廃棄物処理計画・第二次岩手県ごみ処理広域化計画）の概要

岩手県では、令和８年３月に循環型社会形成推進計画等を策定しました。
本計画は、循環経済への移行に向けた取組を推進し、環境・経済・社会の一体的な向上による持続可能な「循環型地域社会」の構築を図るとともに、諸課題の解決に向けた実効性のある施策を展開するための県の基本計画として策定したものです。

○計画策定の趣旨

趣旨：資源循環の推進を始めとする３Ｒの取組や、循環型社会の形成を推進するビジネス・技術の振興を図るなど、**循環型社会形成を推進するための本県における基本計画**として策定するとともに、**岩手県廃棄物処理計画の第六次計画**及び**岩手県ごみ処理広域化計画の第二次計画**として策定
根拠：循環型社会形成推進基本法第10条、 廃棄物処理法第５条の５
期間：**令和８年度から令和12年度までの５年間**

◇目指す姿

『循環経済への移行』で質の高い生活が持続するいわて

◇基本的な考え方

目指す姿の達成に向けて、３つの基本的な考え方で施策を展開

(1)　ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

(2)　災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築

(3)　廃棄物の適正処理の推進

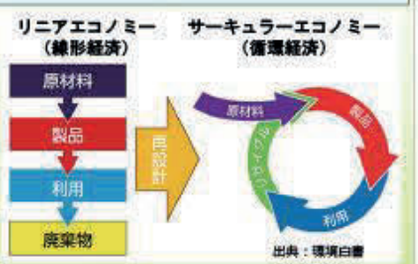

○施策の展開方向

1　ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進

(1) 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換
(2) 新たな環境ビジネスの創出支援
(3) 関係産業・学術機関等との連携体制の構築の推進
(4) 適正なリサイクル推進体制の確立
(5) 海岸漂着物対策地域計画に基づく取組

2　災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築

(1) 地域の実情にあったごみ処理の推進体制の確保
(2) 産業廃棄物処理体制の確保
(3) 災害に備えた廃棄物処理体制の構築

3　廃棄物の適正処理の推進

(1) 適正処理の推進に向けた産業廃棄物監視体制の確保不法投棄・不適正処理の撲滅
(2) PCB廃棄物の適正処理の推進
(3) 放射性物質汚染廃棄物処理の実施

⇒　計画の全文はこちらの岩手県ホームページからご覧ください。
岩手県HP ＞ くらし・環境 ＞ 環境 ＞ 一般廃棄物・浄化槽 ＞ 第四次岩手県循環型社会形成推進計画（第六次岩手県廃棄物処理計画・第二次岩手県ごみ処理広域化計画）について
https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/ippai/1006105.html

産業廃棄物処理の委託は格付け認定業者をご検討ください

岩手県産業廃棄物処理業者育成センターでは、岩手県の指定を受け、「循環型地域社会の形成に関する条例」に基づき、優良な産業廃棄物処理業者育成のために、処理業者からの任意の申請により評価と認定を行っております。

この制度は適正処理、環境への先進的な取組等を行っている優良な処理業者を3段階のランクで認定（格付け）して県民に公表する制度です。

認定基準の主な項目

- 産業廃棄物処理業の継続的な実績と遵法性
- 会社情報、産業廃棄物の許可内容と処理状況、施設の維持管理状況などの公表
- 環境への負荷低減の取り組み（ISO14001、エコアクション21等）
- 電子マニフェストの導入と利用実績
- 財務体質の健全性
- 危機管理体制と職員へ教育状況
- SDGs、地域貢献等の先進的取り組み状況

岩手県産業廃棄物処理業者育成センター

岩手県盛岡市内丸16－15 内丸ビル5F (一社)岩手県産業資源循環協会内 TEL 019-625-2203

産業廃棄物処理の委託は、格付け認定業者をご検討ください。格付け認定業者は、育成センターホームページ「格付け業者検索」で検索が可能です。

格付け制度の詳細については、岩手県産業廃棄物処理業者育成センターのホームページをご覧下さい。

育成センター https://www.iwuc.jp

格付け業者検索

令和8年度 優良産廃格付け業者

岩手県・盛岡市許可業者約2,000社のうち、格付け認定された事業者は合計101社となりました。

産業廃棄物の処理委託は格付け認定業者に!

この制度は、岩手県が優良な産業廃棄物処理業者を育成するために設立された制度です。

格付け認定の区分　収運……収集運搬 ／ 収運(積)…収集運搬・積替保管 ／ 中間…中間処理 ／ 最終…最終処分 ／ 保証金…保証金預託業者

格付けランクの区分　★★★…80点以上(保証金を預託していること、排出者による産廃処理業者適良性評価制度に対応する項目を満たしていること)　★★…60点以上　★…40点以上

★★★ 32社

- ㈱マッハ総合計画 (二戸市) ●区分:収運(積)・★★★／保証金
- ㈱ミナミ (釜石市) ●区分:収運・★★★／中間・★★★／保証金
- 花巻市清掃㈱ (花巻市) ●区分:収運(積)・★★★／保証金
- ㈱サンクリーン (花巻市) ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／保証金
- ㈱環境整備 (盛岡市) ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／保証金
- ニッコー・ファインメック㈱ (一関市) ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／保証金
- 蒲野建設㈱ (久慈市) ●区分:収運・★★★／中間・★★★／最終・★★★／保証金
- ㈲藤工 (盛岡市) ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／保証金
- ㈲栄和興業 (一関市) ●区分:収運・★★★／保証金
- ㈱スパット北上 (北上市) ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／最終・★★★／保証金
- ㈱北日本環境保全 (北上市) ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／保証金
- 奥州循環システム㈱ (奥州市) ●区分:収運・★★★／中間・★★★／保証金
- ㈲古川重機 (盛岡市) ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／最終・★★★／保証金
- ㈱東北ターボ工業 (盛岡市) ●区分:収運・★★★／中間・★★★／最終・★★★／保証金
- いわて県北クリーン㈱ (九戸村) ●区分:収運・★★★／中間・★★★／保証金
- 前田道路㈱一関合材工場 (一関市) ●区分:中間・★★★／保証金
- 新工住建㈱ (盛岡市) ●区分:収運・★★★／中間・★★★／保証金
- ㈱広岡組 (奥州市) ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／保証金
- ㈱岩手環境保全 (大船渡市) ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／最終・★★★／保証金
- ㈲東北オイルサービス (釜石市) ●区分:収運・★★★／中間・★★★／保証金
- 岩手コンポスト㈱ (花巻市) ●区分:収運・★★★／中間・★★★／保証金
- 成和建設㈱ (花巻市) ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／保証金
- ㈱理水興業 (花巻市) ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／保証金
- ㈱岩手環境事業センター (北上市) ●区分:収運・★★★／中間・★★★／保証金
- ㈱マルサ (北上市) ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／最終・★★★／保証金
- ㈱環境保全サービス (奥州市) ●区分:収運・★★★／中間・★★★／保証金
- (一財)水沢環境公社 (奥州市) ●区分:収運(積)・★★★／保証金
- クリーンセンター花泉㈲ (一関市) ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／保証金
- 太平洋セメント㈱大船渡工場 (大船渡市) ●区分:中間・★★★／保証金
- リアス環境管理㈱ (宮古市) ●区分:収運・★★★／保証金
- ジャパンウェイスト㈱ (兵庫県) ●区分:収運・★★★／保証金
- 福興産業㈱岩手支店 (盛岡市) ●区分:収運(積)・★★★／保証金

★★ 59社

- ㈱中塚工務店 (久慈市) ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- 北日本油設㈱ (奥州市) ●区分:収運(積)・★★／保証金
- ㈱北岩手衛生センター (八幡平市) ●区分:収運・★★／保証金
- 大安環境㈲ (大槌町) ●区分:収運・★★／保証金
- ㈱EYS (奥州市) ●区分:収運・★★
- ㈱藤孝産業 (花巻市) ●区分:収運・★★
- ㈱東北ビルド (盛岡市) ●区分:収運・★★
- 陸中建設㈱ (宮古市) ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- 南部運輸㈱ (奥州市) ●区分:収運・★★
- 高橋重機㈱ (八幡平市) ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- 松村建設㈱ (大槌町) ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- 丹内建設㈱ (滝沢市) ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- ㈲松原工業 (釜石市) ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- ㈲新菱和運送 (釜石市) 区分:収運・★★／保証金
- ㈱伊藤組 (花巻市) ●区分:収運・★★／中間・★★／最終・★★／保証金
- ㈱アトラス (大船渡市) ●区分:収運(積)・★★／中間・★★／保証金
- ㈲志和商店 (奥州市) ●区分:収運(積)・★★／中間・★★／保証金
- ㈱東北油化 (盛岡市) ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- ㈲藤忠商事 (盛岡市) ●区分:収運(積)・★★／中間・★★／保証金
- ㈲タカショウ (葛巻町) ●区分:収運(積)・★★／保証金
- 鈴木工業㈱ (宮城県) ●区分:収運・★★
- 大森工業㈱ (一関市) ●区分:収運・★★／中間・★★／最終・★★／保証金
- 協友建設㈱ (奥州市) ●区分:収運・★★
- タダテックス㈲ (八幡平市) ●区分:中間・★★／保証金
- ㈱有田屋 (北上市) ●区分:収運(積)・★★／中間・★★／保証金
- ㈱丸重 (北上市) ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- EC南部コーポレーション㈱ (奥州市) ●区分:収運(積)・★★／中間・★★／最終・★★／保証金
- ㈱オイラー (奥州市) ●区分:収運(積)・★★／保証金
- UBE三菱セメント㈱岩手工場 (一関市) 区分:中間・★★／保証金
- ㈱大船渡資源 (大船渡市) ●区分:収運(積)・★★／中間・★★／保証金
- リックス㈱ (北上市) ●区分:収運(積)・★★／中間・★★／保証金
- (一財)クリーンいわて事業団 (奥州市) ●区分:最終・★★／保証金
- ㈱佐々木組 (一関市) ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- 陸中スキット㈱ (山田町) ●区分:収運・★★／保証金
- ㈱フクタ (二戸市) ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- 佐々総業㈱ (山田町) ●区分:収運・★★／保証金
- DOWA通運㈱ (奥州市) ●区分:収運・★★／保証金
- ㈲中村解体 (一関市) ●区分:収運・★★／中間・★★／最終・★★／保証金
- 開発運輸㈱ (大船渡市) ●区分:収運・★★／保証金
- 盛岡産資源㈱ (盛岡市) ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- ㈱アイケン (大船渡市) ●区分:収運・★★／保証金
- 樋下建設㈱ (盛岡市) ●区分:収運・★★／中間・★★／最終・★★／保証金
- ㈲グリーン総業 (一関市) ●区分:収運・★★／保証金
- ㈲バイオ・グリーン (一関市) 区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- 大東運輸㈱ (一関市) ●区分:収運・★★／保証金
- ㈲那須工業運輸 (一関市) ●区分:収運・★★／保証金
- 文化企業㈱ (盛岡市) ●区分:収運・★★／保証金
- 遠野瀝青㈱ (遠野市) ●区分:中間・★★／保証金
- 岩手県南運輸㈱ (大船渡市) ●区分:収運・★★／保証金
- ㈲リサイクル伊藤 (奥州市) ●区分:収運(積)・★★／中間・★★／保証金
- ㈱つしま (久慈市) ●区分:収運(積)・★★
- ㈲リサイクルセンター二戸 (二戸市) ●区分:収運(積)・★★／保証金
- ㈲共同産業 (金ケ崎町) ●区分:収運(積)・★★／中間・★★／保証金
- ㈱平野組 (一関市) ●区分:収運・★★
- ㈱昭和清掃興業 (奥州市) ●区分:収運・★★
- ㈲リサイクル江刺 (奥州市) ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- 久慈港運㈱ (久慈市) ●区分:収運・★★／保証金
- ㈲一戸浄化槽 (一戸町) ●区分:収運・★★／保証金
- ㈱佐藤興産 (盛岡市) 区分:収運(積)・★★／中間・★★／最終・★★／保証金

★ 10社

- ㈱岩瀬張建設 (久慈市) ●区分:収運・★／中間・★
- ㈱功和産業 (青森県) ●区分:収運・★
- ㈲セレクトクリーン (一関市) ●区分:収運・★／保証金
- ㈲八紘カイハツ (二戸市) ●区分:収運(積)・★／中間・★／保証金
- ㈲芦名商会 (矢巾町) ●区分:収運(積)・★／中間・★
- ㈲県北衛生社 (二戸市) ●区分:収運・★
- 白金運輸㈱ (奥州市) ●区分:収運・★／保証金
- 金石清掃企業㈱ (釜石市) ●区分:収運・★／保証金
- 新生ビル管理㈱ (一関市) ●区分:収運・★／保証金
- ㈱一般公害集配センター (一関市) ●区分:収運(積)・★／中間・★

旧・岩手県産業廃棄物協会(令和元年に名称変更)

岩手県産業廃棄物処理業者育成センター　一般社団法人 岩手県産業資源循環協会

盛岡市内丸16−15(内丸ビル5F)　TEL.019−625−2203　FAX.019−624−1920　https://www.iwuc.jp　処理業者育成センター　検索

当会は平成15年に産業廃棄物処理業者育成センター(循環型地域社会の形成に関する条例第13条)として知事の指定を受けて、本制度を運営しています。

不法投棄は通報を！

- 不法投棄を見かけた方は、不法投棄者の特徴や車両のナンバー、場所、種類などを通報してください。
- 不法投棄された廃棄物は現状のまま通報してください。

通報・連絡先

岩手県 環境生活部 資源循環推進課　〒020-8570　盛岡市内丸 10-1
TEL 019-629-5366、5388　FAX 019-629-5369

盛岡市 環境部 廃棄物対策課　〒020-8531　盛岡市若園町2-18
TEL 019-651-4111（代表）　FAX 019-626-4153

盛岡市内に関することの通報・連絡はこちらへ

または、最寄りの各広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター（環境衛生課）へお問い合わせください。

盛岡広域振興局保健福祉環境部
〒020-0023　盛岡市内丸11-1
☎019-629-6563

県南広域振興局保健福祉環境部
〒023-0053　奥州市水沢大手町5-5
☎0197-48-2422

花巻保健福祉環境センター
〒025-0075　花巻市花城町1-41
☎0198-41-5405

一関保健福祉環境センター
〒021-8503　一関市竹山町7-5
☎0191-26-1412

沿岸広域振興局保健福祉環境部
〒026-0043　釜石市新町6-50
☎0193-27-5538

宮古保健福祉環境センター
〒027-0072　宮古市五月町1-20
☎0193-64-2218

大船渡保健福祉環境センター
〒022-8502　大船渡市猪川町字前田6-1
☎0192-22-9814

県北広域振興局保健福祉環境部
〒028-8042　久慈市八日町1-1
☎0194-66-9681

二戸保健福祉環境センター
〒028-6103　二戸市石切所字荷渡6-3
☎0195-23-9219

※　産業廃棄物の相談についても、上記へお問い合わせください。

マニフェスト等の相談	（一社）岩手県産業資源循環協会　H31.4.1（一社）岩手県産業廃棄物協会から名称を変更しました 〒020-0023　盛岡市内丸 16-15 内丸ビル5F TEL 019-625-2201、2203　FAX 019-624-1920
廃棄物処理センター	（一財）クリーンいわて事業団　いわてクリーンセンター 〒023-1101　奥州市江刺岩谷堂字大沢田 113 TEL 0197-35-6700　FAX 0197-35-7776
	いわて県北クリーン（株）　いわて第2クリーンセンター 〒028-6505　九戸郡九戸村大字江刺家第 20 地割 48-34 TEL 0195-42-4085　FAX 0195-42-4550

発行：岩手県環境生活部資源循環推進課
＜TEL＞ 019-629-5366　＜FAX＞ 019-629-5369
＜URL＞ https://www.pref.iwate.jp